

一般社団法人日本臨床宗教師会

「認定臨床宗教師」資格申請について

(令和3(2021)年度)

はじめに

「臨床宗教師」という名称が社会に登場したのは、2012年のことです。それから約6年で資格制度ができるということは、それだけ社会からの関心や期待感があるということの現れなのだと思います。

東北大学実践宗教学寄附講座が開設された当初は、「臨床宗教師は一般名詞」ということになっていました。その後、研修修了者が増えて、諸方面で活躍するようになると、「臨床宗教師という新しい資格」であり「研修を修了した人だけが名乗れる」と理解(誤解)されるようになりました。さらには、「宗教者ではないけれど臨床宗教師になりたい」という人たちまで現れてきました。

2014年には九州臨床宗教師会が発足し、北海道東北、関東、中部、関西、中国地方にも同様の会が生まれました。そして様々な大学機関でも養成講座が開講されてきたこともあり、臨床宗教師に関する共通理解と資格制度の整備のために、2016年2月28日には任意団体として日本臨床宗教師会が設立され、翌年2月13日には一般社団法人になりました。同年5月には、「臨床宗教師」の名称使用に関して商標登録もしました。このように急ぎ足で準備を整えてきた資格制度が、2018年3月5日の理事会、総会を経て成立し、第1回の認定者は146名になりました。2021年3月までに203名が認定されています。

資格申請には、様々な書類を整えていただくこととなりますので、この機会に詳しく説明したいと思います。

ところで、各地の臨床宗教師会は、日本臨床宗教師会の支部組織ではなく、協力関係にある団体です。各地の活動においては、様々な背景をもつ宗教者(信徒の相談に応じる立場にある者)、そして非宗教者が協力して会を運営し、ケアの場を提供する活動をしています。中には、「研修修了者だけど、寺社教会の外での活動をする余力はない」という人たちもいます。それでも、会の中で組織をまとめる、事務作業を手伝う、広報活動をサポートするなど、個人個人の能力を活

かして仲間を支えていることは素晴らしいことです。

資格制度ができると、資格をもつ人と持たない人との間に溝が出来てしまうのではないか、という懸念がありますが、そのような立場の違いを超えて協力する姿は、周囲の市民からも評価されるものと思います。「認定臨床宗教師」として活動できるチャンスをもたらした方々は、支えてくれる仲間たちに感謝して、活動に取り組んでいただきたいと思います。公共空間という制約のある中で、宗教者だからこそできることを具現化したものが臨床宗教師であり、それを社会制度に沿った形で資格化したものが「認定臨床宗教師」です。宗教者の利益のためではなく、あくまでも市民のためにある専門職として、様々な分野で活動していただくことを願っています。

資格制度の概要

「認定臨床宗教師」の資格制度を下支えするのは、養成講座を開講している諸大学機関であり、講座やフォローアップ研修で会話記録などの指導をする「臨床宗教師研修指導者」です。「臨床宗教師研修指導者」は、資格ではなく、諸大学機関を通して日本臨床宗教師会に登録するという形をとりますので、中には、「認定臨床宗教師」有資格者であり、かつ「臨床宗教師研修指導者」として登録される、という方もいるかもしれません。

「認定臨床宗教師」の資格を申請できる人は、2種類に分けられます。一つは諸大学機関で養成講座・研修を修了した方々です（以下、修了者と呼びます）。もう一つは、養成講座・研修を受けていないけれど、公共空間で300時間以上の臨床経験と宗教者としての10年以上の実務経験を持つ30歳以上の方々、つまり先駆者です（以下、先駆者と呼びます）。もちろん、どちらも日本臨床宗教師会の正会員になってもらうことが大前提です。未入会の方は、申請書類と同時に入会申込書（正会員）も提出していただきます。また、各地の臨床宗教師会の代表者からの推薦書も必要になりますので、以下の“日本臨床宗教師会”と各地の“〇〇臨床宗教師会”の両方に入会していただくことになります。

日本臨床宗教師会

sicj@g-mail.tohoku-university.jp

北海道臨床宗教師会	h.rinsyu@gmail.com
東北臨床宗教師会	ht.rinshushikai@gmail.com
関東臨床宗教師会	kanto.rinsyo.syukyoshi@gmail.com
中部臨床宗教師会	chubu.rinsyu@gmail.com
関西臨床宗教師会	info.kansai.chaplain@gmail.com
中国地方臨床宗教師会	ch5rinshu@yahoo.co.jp
四国臨床宗教師会	p005@me.com
九州臨床宗教師会	k.rinsyu@gmail.com

修了者の資格申請書類

修了者の方々には、以下の書類を準備していただきます。

- ① 指定の送り状書式（本会所定：SICJ 資格 00（修了者））
- ① 宗教者（聖職者）証明書（各宗教教団・寺社教会等による発行、研修を受講する1年以上前からの身分が分かるように記載）
- ② 履歴書（学歴、宗教者養成研修歴（大学や教育機関での研修、場所）、所属宗教、所属寺社教会、社会活動を明記。社会活動実績については新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本会所定の書式：SICJ 資格 01）
- ③ 臨床宗教師の身元保証人確認書（ここでの身元保証人とは、原則としてその臨床宗教師が所属する宗教教団の寺社教会等の責任者で、同じ地域（同じ都道府県もしくは隣県）に住む者とする。臨床宗教師を保護するためであり、臨床宗教師に対して、倫理綱領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任をもつ。本会所定の書式：SICJ 資格 02）
- ④ 宗教者実務経験証明書（宗教者の立場になってから現在まで、どのような実務経験をしてきたのか、その経歴・活動概要、相談内容の例、印象に残った相談内容と自身の対応について記載した書類を添付し、

本紙は活動した宗教団体の代表者に証明してもらおう。本会所定の書式：SICJ 資格 07 を参考にする)

- ⑤ 日本臨床宗教師会認定の臨床宗教師研修プログラム修了証
- ⑥ 所属する各地の臨床宗教師会が主催する継続研修受講証明書
(フォローアップ研修参加 1 回、会話記録検討での指導 1 回)
- ⑦ 日本臨床宗教師会倫理綱領およびガイドライン遵守誓約書 (本会所定：SICJ 資格 03)
- ⑧ 所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人証明書 (本会所定：SICJ 資格 04)
- ⑨ 住民票、及び顔写真付きの身分証明書の写し
- ⑩ 日本臨床宗教師会への入会申込書 (正会員)
- ⑪ (任意) 通称名等使用許可申請書 (本会所定：SICJ 資格 10)

⑩は本会指定の書式です。書式に従った記載し、資格審査費用 2 万円の振込を証明する書類を貼付してください。

⑪は、申請者の宗教者 (信徒の相談に応じる立場にある者) であることを証明する書類です。神職、僧侶、牧師、教会長などの場合は、所属教団が発行した証明書もしくはその写しですが、それぞれの配偶者や信徒リーダーの場合で正式な書類がない場合には、所属する寺社教会の代表者による押印のある書類でも構いません。臨床宗教師研修プログラムを受講する 1 年以上前からの身分が分かる書類を準備してください。

⑫は、本会所定の書式です。所属先だけでなく、研修や社会活動についてもできるだけ正式で正確な名称を用いて、詳しい情報を書いてください。ワープロ等使用しても構いません。「学歴・職歴・研修歴」及び「社会活動等」の欄に書き切れない場合は、別に A4 で 1 枚以内の書類を添付することができます。

・履歴書 (経歴) の悪い例：

2000 年 ○○大学卒業

2015 年 ○○大学研修修了

良い例：

2000 年 3 月 ○○大学○○学部卒業

2015 年 7 月 ○○大学実践宗教学寄附講座主催第 7 回臨床宗教師研修修了

・履歴書（社会活動）の悪い例：

2015年 ○○病院ボランティア

良い例：

2015年9月～2016年4月 医療法人○○会 ○○病院小児病棟ボランティア（週1回4時間程度）

③の身元保証人とは、借金の保証人とはかなり意味合いが異なります。借金や賃貸契約などの保証人には連帯責任を負ってもらうこととなりますが、ここでの身元保証人は、認定臨床宗教師としてトラブルを起こした場合に、誠実な対応を促すという役目を担っていただく方です。もしも、トラブルを起こした当人がまったく誠実な対応をしない場合には、身元保証人が自ら辞退することが可能です。そのような事態に陥ってしまえば、資格の継続も怪しくなってしまいますが、そうならないように事態の收拾をお手伝いいただく方が、身元保証人というお役目です。できるだけ、「近くに住む」「同じ教団に属する」「責任ある人」にお願いしてください。

押印が必要です。

④は、押印が必要な本紙と、詳しい情報を記載した添付書類からなります。まず添付書類は、(1)宗教者としての経歴と活動概要、(2)よくある相談内容の例、(3)特に印象に残っている相談内容とそれに対する自身の対応、について A4用紙で4枚程度にまとめてください。その添付書類の内容を確認し証明できる宗教団体の代表者に、本紙の記載・押印をお願いしてください。③の身元保証人と同一人物でも構いません。

⑤は、コピーするだけですが、修了証の裏面に記載がある場合は両面をコピーしてください。白黒で構いません。修了証に記載された氏名と、申請時の氏名が異なる場合には、その違い・変化を説明する文書を添付してください。

身元保証人の例：

- ・申請者が副住職の場合：住職
- ・申請者が主任牧師の場合：近隣の教会の主任牧師
- ・近くに同じ教団の寺社教会がない場合：①別の教団の寺社教会責任者でも可（ただし、なるべく信仰内容が近い教団で、自分よりも年長もしくは信仰歴が長い人をお願いする）、もしくは②他地域に住む同じ教団の寺社教会責任者でも可

⑥所属している各地の臨床宗
教師会でフォローアップ研修、
会話記録検討会が開催されてい
ますので、その時の受講証もし
くはその写しを準備してくださ
い。受講証がない場合は、主催し
た臨床宗教師会から証明書を発
行してもらってください。もし
も、フォローアップ研修に参加
し、なおかつ会話記録検討会で

「会話記録検討1回」とは？：

・会話記録を作成・提出し、スーパーバイザ
ーが関わるグループもしくは個人面談で、会
話記録の内容等を検討したこと、を指しま
す。以下の場合にはカウントされません。

*会話記録を書面で提出しただけ

*会話記録を提出せずにグループに参加した

*グループに入らず見学した

会話記録の提出者としてグループワークに参加している場合は、そのことが明
記されていれば1枚の証明書で済みます。証明書の場合は、団体名と代表者名
が確認できれば、自署も押印も不要です。

⑦は書式に従って、**必ず自署・押印**で提出してください。

⑧も書式に従って、押印されたものを提出してください。なお、会の代表者が申
請する場合は、監事もしくは副会長の一人に推薦人になってもらってください。

⑨の住民票は申請書類提出の3ヶ月前までに役場で発行されたものを提出し
てください。顔写真付きの身分証明書の写し（コピー）は、運転免許証やマイナ
ンバーカードなどをコピーしたものお使いください。顔写真付きの身分証明書
を持っていない場合は、本会事務局までお問い合わせください。

⑩は、すでに入会済みの方は不要です。

⑪は、通称名・略字など、戸籍名以外を資格名として使用する場合に提出して
いただきます。詳しくは書式10の説明文をよくお読みください。

「認定臨床宗教師」の資格で活動する際には、原則とし
て戸籍名を使用していただきます。しかし、漢字の略字
を使用する場合や、宗教者として通称名を使用してい
ることもあるため、以下の手続きを経ることで、①略字
等を使用する、②通称名を併記する、③国籍・性別・婚
姻に関する理由などにより通称名のみ使用する、こと
が認められることがあります。

先駆者の資格申請書類

令和3年度は、先駆者の資格申請を受け付けません。

「臨床宗教師」名称の使用

2018年3月5日の第1回資格認定証授与式以降は、単に「臨床宗教師」と名乗ることのないようにしてください。資格を授与された方は、正式には「一般社団法人日本臨床宗教師会認定臨床宗教師」、もしくは「日本臨床宗教師会認定臨床宗教師」、やむを得ず省略する場合は「認定臨床宗教師」となります。

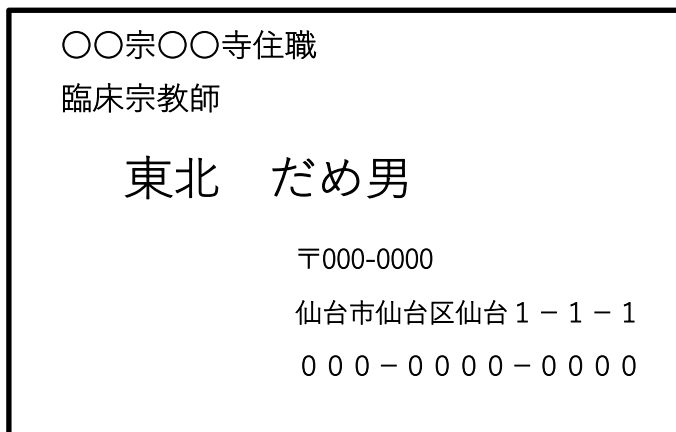
臨床宗教師とは一種の任用資格ですので、宗教者が宗教法人メンバーではない立場で、公共空間における何らかの組織・団体の一員として名乗るべきものです。例えば、医療福祉機関等公共空間で「臨床宗教師」として活動している方は、「〇〇病院臨床宗教師」「〇〇臨床宗教師会カフェデモンク臨床宗教師」のように、必ず所属する組織名を付してください。

資格を申請しない方の場合は、「〇〇大学臨床宗教師研修修了者」「〇〇臨床宗教師会会員」と名乗ることはできますが、単に「臨床宗教師」と名乗ることはお控えください。

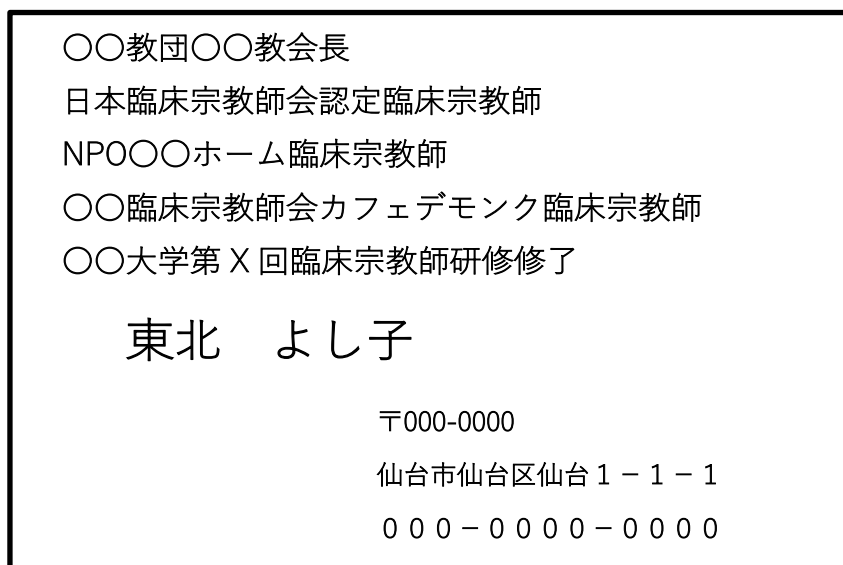
名刺だけでなく、ホームページ上での標記、取材や講演でのプロフィール、講演会やそのチラシでの肩書きなども、同様に留意してください。

なお、宗教法人立の医療福祉等諸機関を除き、寺社教会に所属するような名乗り方はあり得ません。つまり、「〇〇教幼稚園臨床宗教師」はOKですが、「〇〇寺臨床宗教師」「〇〇教団臨床宗教師」はNGということです。宗教法人は布教伝道を目的とする組織であり、臨床宗教師は布教伝道を目的としない立場ですので、このような矛盾した存在はあってはいけないことであり、もしこのような名乗り方をする人がいたら、臨床宗教師という立場を布教伝道に利用することを意図していることになります。臨床宗教師倫理綱領をよく読めば理解できることなのですが、このようなことがないようにご留意ください。

不適切な名刺の例：



適切な名刺の例：



資格認定の費用

以下に指定する申請期間中に、以下の口座に2万円を振り込んでください。

ゆうちょ銀行振込口座

振込口座 記号番号 02290-0-140552

口座名義 日本臨床宗教師会

書類の提出

修了者の場合、関係書類は研修を受けた各大学機関でとりまとめていただき、日本臨床宗教師会事務局分室宛てに郵送してください。締切は、各大学機関にお問い合わせください。

先駆者の場合、関係書類の不備がないように、各地の臨床宗教師会関係者とともによく確認した上で、日本臨床宗教師会事務局分室宛てに郵送してください。

〒980-8576

仙台市青葉区川内 27-10

東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座内

日本臨床宗教師会事務局（郵送先）

申請期間

関係書類は毎年7月と12月に資格申請を受け付けます。資格認定委員会と理事会での審議を経て、7月申請の場合は同年9月に、12月申請の場合は翌年3月に認定が決定します。

資格認定証授与式は年に1回（3月の総会）ですが、7月申請者については、9月の理事会で決定した後、決定の通知をし、IDカードを発行し、翌年3月の総会で資格認定証を授与します。12月申請者については、2月末までに認定の目処をお知らせし、翌年3月の総会で資格認定証を授与した後、IDカードを発行します。

資格認定証授与式

毎年3月初旬頃に開催される総会後に、資格認定証授与式を行います。欠席した場合には認定証を郵送しますので、欠席する場合にはかならず日本臨床宗教師会事務局までご連絡ください。

お問い合わせ先

日本臨床宗教師会事務局

sicj@g-mail.tohoku-university.jp